市第１６１３号

資料２－３

平成２７年５月２６日

各市町村地方分権担当部長　様

大阪府総務部市町村課長

大阪版地方分権推進制度実施要綱に基づく事務移譲の申出について（通知）

大阪版地方分権推進制度実施要綱第２の１(２)に規定する事務移譲の申出期間を

下記のとおり定めましたのでお知らせします。

　つきましては、所要の手続きについて、ご留意の上申出いただきますようお願いいたし

ます。

記

１　申出期間

1. 平成２７年６月１５日（月）から同年６月２６日（金）まで
2. 平成２７年８月１７日（月）から同年８月２８日（金）まで

※「平成２８年度前半に移譲を希望する事務」であり、「各市町村で手数料条例や広域連携規約等の市町村議会での議決が別途必要となる事務」又は不特定多数の府民を対象とし周知期間を要する事務（旅券発給事務に係る窓口対応業務等）については、「申出期間（１）」に必ず申出をしてください。

２　提出書類　　知事に対する申出（要綱様式第１号及び別紙）

３　提出部数　　１部

４　留意点

　　「権限移譲実施計画（案）」を策定した第２フェーズ事務については、本件申出は

不要です。

　＜問合せ先＞

　　振興・分権グループ　　担当：浦、二宮

　　TEL ：06-6941-0351（内線：2228）

　　　　 06-6944-9110（直通）

FAX : 06-6944-6099

　 Mail: UraE@mbox.pref.osaka.lg.jp